

平成21年12月25日

社団法人 金融先物取引業協会

会員に対する処分について

本協会は、本日、本協会の会員に対し、下記のとおり定款第19条第1項に基づく処分を行いました。

記

1. 処分を受けた協会員名
北辰物産株式会社

2. 処分内容
過怠金500万円の賦課

3. 処分理由

① 元FX事業部長は、同社において外国為替証拠金取引を行っていた顧客との間で、当該取引の受託に関して、取引対象通貨、取引の数量、売買の別及び既に成立している取引を期限前に決済すること等について顧客の同意を得ないで定めることができる旨の合意をし（取引一任勘定取引の受託）、顧客名義の口座において平成19年3月6日から同年9月4日までの間、顧客の仮名口座（法人名義）において平成19年9月20日から平成20年3月5日までの間、それぞれ取引一任勘定取引を行った。（約定件数合計1,255件、売買手数料を含む損失合計約3,146万円）

② その後、同社は平成20年3月5日、顧客から上記①の取引一任勘定取引により損失が発生したとして当該損失を補てんするよう要求を受け、同社社長及び常務取締役等は、顧客との間で当該損失の補てんに係る金額・支払時期等に関する交渉を行うなどし、同月28日頃、当該損失補てんの要求を受け入れることとし、顧客に取引損金及び慰謝料等として31,972,501円を支払うことを決め、元FX事業部長に対して同額を支払うよう指示した。

元FX事業部長は、指示に従い、平成20年4月3日、本件一任取引により生じた顧客の損失を補てんするため、顧客に対し、自らの出損により31,972,501円を支払った。

③ 今回臨店検査中において、同社社長は、同社が損失補てんに会社として関与していない旨の事実と反する供述をするよう元FX事業部長に指示し、また、自らもその旨の虚偽供述を繰り返した。

さらにそのような中で、同社社長は、平成21年3月26日、検査官から本件法令違反行為の関係書類を提出するよう指示を受け、その旨を同社役員に指示したところ、常務取締役から、当該法令違反行為に係る重要な証拠書類である和

解書や領収書等の書類5点が保管されていることの報告を受けた。当該報告を受けた同社社長は、虚偽供述の内容に相反しない書類1点だけを提出することを意図し、その他の書類4点については「常務取締役に任せる」旨の指示をしたところ、当該指示を受けた常務取締役は、そのうち3点の書類をシュレッダーにより裁断した。

同社の行った行為は、金融商品取引法第31条第4項の変更登録を受けず取引一任勘定取引に係る業務を行い金融商品取引法第29条に違反し（ただし、平成19年9月29日以前の行為については、廃止前の金融先物取引法第76条第3号に違反）、金融商品取引法第39条第1項第3号及び金融商品取引法第198条の6第11号、金融先物取引業務取扱規則第3条に違反するものである。

以上より、定款第19条第1項第3号の規定に該当すると認められること。

以 上